

消費者教育講座を体験しよう！

士別市消費者教育支援プログラム・副読本「くらしのノート」

北海道士別地区広域消費生活センター

士別市は、住民が生涯にわたり、家庭・学校・地域・職域など、その他さまざまな機会を通じて体系的に消費者教育を学習できる環境づくりを目指しています。

インターネットやスマートフォンの普及により、若年層がさまざまなトラブルに巻き込まれるケースが増え、消費者教育の目的を単なる被害防止の啓発ではなく、消費生活の基礎を児童・生徒が学ぶための講座を実施しています。



士別市オリジナル副読本「くらしのノート」

2012年度には、効果的な授業のために必要な副読本「くらしのノート」を作成しました。

この「くらしのノート」は初版を発行後、2016年度、2021年3月と2度の改訂を実施し、各学校に配布しています。

今回の改訂は、民法改正による成年年齢の引き下げに向け、「成人になったら何が変わる?」、「通信販売」、「SNS」といった若者のトラブルや「SDGs」など最新の情報を56ページに納め、消費者教育体験型プログラムに連動させ、授業の流れに沿うように作成しました。

副読本は、年1回、中学1年生全員に配布しているほか、当市及び近隣3町にある小中高21校を訪問し、学校保存用としてお渡ししています。あわせて学校現場には、成年年齢引き下げに伴う消費者教育の重要性を伝えています。

■消費者教育授業を開始し13年

当市の学校における消費者教育は2010年度に開始し、今年度で13年目となります。

教員への理解も浸透し、実績は2018年度33校(46時限)をピークに、2021年度はコロナ禍のなか22校(36時限)と減少したものの、今年度においては、現在27校(29時限)からの申込みを受けています。

【参考】士別市HP:学校における消費者教育

<https://www.city.shibetsu.lg.jp/www/contents/1319526206273/index.html>

「体験型」「実践型」消費者教育プログラム

2010年度、消費者学習指導要領に基づき「生きる力を育む」「思考力・判断力・表現力を養う」を目標とし、市内の中学校(生徒数273人)を対象に「消費者教育モデル事業」(19時限)を実施しました。

同時に学校現場の協力がなければ消費者教育の推進は図れないと考え、教員・保護者・教育委員会等を対象とした授業内容を紹介する「模擬授業」で、消費者教育授業の重要性や理解を求めました。

2011年度、教育担当者からの意見をもとに、児童・生徒の発達段階に応じた目標や教えるべき内容を「安全」「契約・取引」「情報」「環境」の4つの領域に定め、学習意欲を高める「体験型」「実践型」の「消費者教育プログラム」を作成しました。

プログラム数は、小学校20、中・高校各19で構成しており、担当講師は消費生活相談員その他、地域と学校をつなぐための企業や専門家を講師としています。

さらに「副読本」や「教科書」のページ数を記載するなど、学校が利用しやすいよう工夫を重ねています。